

地域密着型介護老人福祉施設 入居利用約款 (重 要 事 項 説 明 書)

社会福祉法人 弘前豊徳会

特別養護老人ホーム サンタハウス弘前

青森県弘前市大字大川字中桜川18番地10

特別養護老人ホーム サンタハウス弘前 入居利用約款 (重 要 事 項 説 明 書)

〈目的〉

第1条 社会福祉法人弘前豊徳会が開設する特別養護老人ホームサンタハウス弘前（以下、当施設という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすること、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

〈適用期間〉

第2条 本約款は入居者が地域密着型介護老人福祉施設入居利用同意書を当施設に提出した時から効力を有する。但し、ご家族に変更があった場合は、新たに同意を得る事とする。

入居者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2に記載されている事項の改正が行われない限り、初回入居時の同意書提出をもって入居となる。

〈入居利用の終了〉

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合に、入居利用を終了します。

- 1 入居者が要介護認定において要介護2以下と認定された場合。ただし、特例入居の要件に該当する場合は入居を継続することができる。
- 2 入居者が死亡した場合。
- 3 入居者が病気の悪化やけがにより入院治療が必要となり、3ヶ月以内の退院が見込まれない場合。ただし、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができる。ただし、入院・外泊期間中の利用料金は所定の居住費を負担いただきます。（入院・外泊時の居住費は翌日から当該居室確保の為、2,066円/日となります。また、負担限度額証をお持ちの方は6日までは負担限度額証に記載の居住費となります。なお、月がまたがる場合は最大12日間となります。）

〈入居者からの解除〉

第4条 入居者及びご家族は当施設に対し、少なくとも30日前に退居の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができる。

〈当施設からの解除〉

第5条 当施設は入居者及びご家族に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく入居利用を30日間の予告期間において解除・終了することができる。

- 1 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合。
- 2 入居者及びご家族が本約款を定める前月の利用料を1ヶ月以上遅延し、その支払いを催告したにもかかわらず5日以内に支払われない場合。
- 3 入居者及びご家族が当施設・当施設の職員又は他の入居者に対して利用継続が困難になる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- 4 天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により当施設を利用させることができない場合。

〈利用料金〉

第6条 利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

- 1 法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 2 居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 3 入居者及びご家族は連帯して当施設に対し、本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもって計算された月ごとの合計額及び、入居者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務がある。但し、当施設は入居者の経済状態に変動があった場合、上記利用料金を変更する事がある。
- 4 当施設は入居者及びご家族が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月上旬に送付する。入居者及びご家族はその月の月末までに利用料を支払うものとする。尚、支払いの方法は、入居者及びご家族の口座からの自動引落し、当施設指定の銀行口座への振込、当施設事務窓口での支払いのいずれかとする。
- 5 当施設は、入居者及びご家族から4項に定める利用料金の支払いを当施設事務窓口で受けた場合は、領収書を直接手渡しする。

〈記録〉

第7条 当施設は入居者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管する。

当施設は入居者が前項の記録の閲覧を求めた場合には原則としてこれに応じる。但し、ご家族、その他の方（入居者の代理人を含む）に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応ずる。

〈虐待防止及び身体の拘束〉

第8条 当施設は、虐待防止及び身体の拘束等の抑制に努める。

- 1 入居者が他の入居者や職員からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることがないよう、個々の身体状態、生活環境とその変化を把握する等、虐待防止に向けた取り組みを行う。
- 2 当施設は原則として入居者に対し、身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合は施設医師が判断し身体拘束、その他入居者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、入居者又はご家族に説明し同意を得た上、医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状態及び拘束の理由等を診療録に記録する。
- 3 職員に対し、虐待防止及び身体拘束に関する研修・勉強会を年2回実施する。

〈秘密保持〉

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た入居者又はご家族若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおりに定め、適切に取り扱うものとする。また正当な理由なく第三者に提供しない。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供をできるものとする。

- 当施設及び職員が、介護保険施設サービス提供に当たっての会議、他施設の紹介等において、入居者又はご家族の個人情報を最低限利用する。
- 当施設及び職員は、入居者に医療上又は治療計画上、必要性がある場合には医療機関等に入居者の心身等の情報を提供する。
- 当施設及び職員は、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）の介護支援専門員と、入居者の退居後の居宅サービスの利用上必要な調整を行うことを目的として入居者の情報を提供することがある。
- 入居者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等は、市町村へ通知する。
- 介護保険施設サービスの質の向上のため参加する、研究会等での事例研究発表等には、入居者個人を特定できないように仮名等を使用する。

〈協力病院〉

第10条 当施設は入居者に対し、施設医師の医学的判断により外部の医療機関への診察が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがある。

- 当施設は入居者に対し、当施設における介護保険施設サービスの対応が困難な状態又は専門的医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介することがある。
- 前2項の他、入居利用中に心身の状態が急変した場合、当施設は入居者及びご家族が指定する方に対し、緊急に連絡するものとする。
- 入居者が急変した場合は心臓マッサージや酸素吸入等の応急処置を施し、原則として救急車の手配を行うが、急性心不全等で明らかに死亡と判断された場合は、施設内で施設医師が看取る場合もある。

〈事故発生時の対応〉

第11条 サービスの提供により事故が発生した場合、当施設は、必要な措置を講じる。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

- 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断された場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼することがある。
- 前2項の他、当施設は入居者又はご家族等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡する。
- 入居者に対して施設の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。尚、施設は損害保険ジャパン株式会社と損害賠償保険契約を結んでいる。

〈要望又は苦情等の申し出〉

第12条 入居者及びご家族は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について担当の支援相談員に申し出る事ができる。また、所定の場所に設置する「ご意見箱」へ備え付けの用紙で投書することにより、申し出ることができる。

〈賠償責任〉

第13条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき理由によって、入居者が損害を被った場合、当施設は入居者に対して損害賠償するものとする。

入居者の責に帰すべき理由によって、当施設が損害を被った場合、入居者及びご家族は連帶して、当施設に対しその損害を賠償するものとする。

〈連帯保証人〉

第14条 連帯保証人は、入居者と連携して、本契約から生じる入居者の債務を負担するものとする。

- 1 前項の連帯保証人の負担の極度額は、施設利用料の6ヵ月分の額を限度とする。
- 2 連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- 3 連帯保証人の請求があったときは、施設は、連帯保証人に対し、遅滞なく施設利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

〈残置物引取人〉

第15条 入居利用終了の際、入居者に関する残置物がある場合には、契約者または残置物引取人にその旨を連絡する。

- 1 契約者または残置物引取人は、前項の連絡を受けた後、2週間以内に残置物を引き取るものとする。
- 2 契約者または残置物引取人が残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者または残置物引取人に引き渡すものとする。但し、その引渡しに係る費用は契約者または残置物引取人の負担とする。

〈入居利用約款に定めのない事項〉

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法その他の諸法令に定めるところにより入居者又はご家族と当施設が誠意を持って協議し定めることとする。

〈管轄裁判所〉

第17条 この約款に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者及び事業者は青森地方裁判所弘前支部を第一管轄裁判所とすることを予め合意する。

<別紙1>

特別養護老人ホームサンタハウス弘前のご案内

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

1 特別養護老人ホームサンタハウス弘前の概要

(1) 当施設の概要

施 設 名	特別養護老人ホーム サンタハウス弘前
所 在 地	青森県弘前市大字大川字中桜川18番地10
電 話 番 号	0172-99-1122
F A X 番 号	0172-95-2801
事 業 所 番 号	指定事業所番号 0290200336

(2) 当施設の職員体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	合 計	業 務 内 容
管 理 者 (施 設 長)	介 護 福 祉 士	1名	名	1名	施設の運営及び業務を統括管理する。
医 師	医 師	名	1名	1名	入居者の病状等を把握し、診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
支 援 相 談 員 (本体施設)	社 会 福 祉 士	3名	名	3名	入居者及びご家族の相談・援助と入退居及びその連絡調整等を行う。
	介 護 職 員 初任者研修課程	1名	名	1名	
介 護 職 員	介 護 福 祉 士	10名	1名	11名	介護職員は、入居者の日常生活援助(食事・排泄・入浴等)を行う。
	介 護 福 祉 士 実 務 者 研 修	4名	名	4名	
	ヘルパー 2 級	名	名	名	
	介 護 職 員 初任者研修課程	名	名	名	
看 護 職 員	看 護 師	2名	名	2名	看護職員は、入居者の診察補助及び服薬指導並びに健康管理等を行う。
	准 看 護 師	2名	名	2名	
介護支援専門員 (本体施設)	介護支援専門員	3名	名	3名	介護計画の作成を行う。要介護認定調査等を行う。
管 理 栄 養 士	管 理 栄 養 士	1名	名	1名	栄養ケア計画作成・栄養指導及び食事の献立作成を行う。
機能訓練指導員	看 護 師	名	名	名	入居者の生活の質の向上を図り、身体的・精神的機能の維持向上、機能の減退を防止するための訓練を行う。
	准 看 護 師	1名	名	1名	
事 務 職 員		1名	名	1名	庶務・会計業務を行う。
送 迎 職 員		名	名	名	入退居時及び医療機関への送迎を行う

(3) 当施設の設備の概要

定 員	29人	共同生活室	178.66m ²
居 室	29室 (1室15.45m ² ~19.32m ²)	機能訓練室	73.93m ²
		浴 室	一般浴室 9.39m ² 特別浴室 17.21m ²
診 察 室	1室 12.54m ²		

2 当施設の長期入居療養の特徴等

(1) 運営の方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、入居前の居宅における生活と入居中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことができるよう支援することにより、入居者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに入居者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図ります。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・他の居宅サービス事業者、その他保険・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

ア 当施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状態等を踏まえて、療養を妥当適切に行います。

イ 当施設は、サービスの提供に当たり、施設サービス計画に基づき、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行います。

ウ 当施設の従業員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はそのご家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をいたします。

エ 当施設は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず拘束する場合は、入居者又はそのご家族に説明の上、医師の指示の下に行うとともに、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を診療録に記録いたします。

オ 当施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(2) サービス利用のために

事　　項	備　　考
従業員への研修の実施	年2回、研修を実施しています。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに沿った適切なサービスを提供しています。
身　体　拘　束	原則として身体拘束はいたしません。ただし、緊急止むを得ない場合には「身体的拘束等の適正化の為の指針」を遵守し、ご家族などの同意を得た上で行います。

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

面　　会	面会時間 9時～17時 ※この時間以外の面会につきましては、事前にご連絡下さるようお願いします。 (面会者が宿泊される場合は、必ず許可を得て下さい。)
外　出　・　外　泊	外出の際は、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。 外泊の際は、必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出て下さい。 外出・外泊の際は、施設医師の了承が必要ですので、事前に「外出・外泊願い」をご記入の上、提出して下さい。
飲　酒　・　喫　煙	当施設の方針として、禁止となります。

金銭・貴重品等の管理	金銭、貴重品は、できるだけ施設内には持ち込まないで下さい。 金銭については、小遣い銭程度とし、貴重品は事務室にて保管します。なお、ご自身での金銭管理が困難な方は、利用料金表に掲げる金額で、事務職員が出納管理致しますので、ご相談下さい。 万が一、自己管理されている金銭、貴重品等を紛失した場合は、当施設では責任を負いかねますのでご了承下さい。
所持品の持ち込み	日用品・着替え等以外は持ち込まないようお願いします。 かみそり、カッター等刃物類は持ち込まないようにして下さい。 衣類及び食べ物、薬品等をお持ち込みのときは、必ず職員にご連絡下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。

3 サービスの内容

サービス	内 容
介 護	入居者の心身の状況等に応じ、入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援します。
食 事 の 介 助	管理栄養士及び栄養士の作成する献立表により、栄養と入居者の身体状況及び嗜好に配慮したバラエティに富んだ食事を、適切な時間に提供します。 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な支援を行います。 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援します。 (食事時間) 朝食 7時30分～ 昼食 12時～ 夕食 17時～
入 浴 の 介 助	週に最低2回入浴していただきます。 但し、状態により、特別浴又は清拭となる場合もあります。
排 泄 の 介 助	入居者の心身の状況に応じて適切な方法により排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても必要な援助を行います。
着替え等の介助	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行えるよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回実施します。
健康・衛生管理	毎日、朝夕の検温、検脈、血圧測定を実施します。 入居者の状況に応じて、洗顔、整髪、髭剃、爪切り等の自立についても適切な援助を行います。 医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに健

健康・衛生管理	康維持のための適切な措置をとります。 空調設備等により施設内の適温の確保に努めます。 緊急等必要な場合には、主治医又は協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めます。
相談及び援助	常に入居者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
機能訓練	入居者の心身の状況を踏まえ、個別的に身体機能・言語等の機能回復訓練を行います。
理美容サービス	月2回、利用料金表に掲げる金額でご利用いただけます。

4 利用料金

区分	金額		
ユニット型介護保険施設 サービス費(I)(i)	要介護1	日額	682円
	要介護2	日額	753円
	要介護3	日額	828円
	要介護4	日額	901円
	要介護5	日額	971円
※記載の料金は1割負担の方の料金です。 入居者の負担割合に応じて料金は変動します。	若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120円
	外泊時費用	1日につき	246円
	外泊時 在宅サービス利用費用		560円
	サービス提供体制強化加算(I)	1日につき	22円
	サービス提供体制強化加算(II)	1日につき	18円
	サービス提供体制強化加算(III)	1日につき	6円
	夜勤職員配置加算(I)イ	1日につき	41円
	夜勤職員配置加算(II)イ	1日につき	46円
	夜勤職員配置加算(III)イ	1日につき	56円
	夜勤職員配置加算(IV)イ	1日につき	61円
	ADL維持等加算(I)	1月につき	30円
	ADL維持等加算(II)	1月につき	60円
	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11円
	経口移行加算	1日につき	28円
	経口維持加算(I)	1月につき	400円
	経口維持加算(II)	1月につき	100円
	療養食加算	1日につき	18円
加算	口腔衛生管理加算I		90円
	口腔衛生管理加算II		110円
	看取り介護加算I1(死亡日以前31日以上45日以下)	1日につき	72円
	看取り介護加算I2(死亡日以前4日以上30日以下)	1日につき	144円
	看取り介護加算I3(死亡日前日及び前々日)	1日につき	680円
	看取り介護加算I4(死亡日)	1日につき	1,280円
	看取り介護加算II1(死亡日以前31日以上45日以下)	1日につき	72円
	看取り介護加算II2(死亡日以前4日以上30日以下)	1日につき	144円
	看取り介護加算II3(死亡日前日及び前々日)	1日につき	780円
	看取り介護加算II4(死亡日)	1日につき	1,580円
看護	科学的介護推進体制加算(I)	1月につき	40円
	科学的介護推進体制加算(II)	1月につき	50円
	初期加算(注2)	1日につき	30円
	看護体制加算(I)	1日につき	12円
	看護体制加算(II)	1日につき	23円
	安全対策体制加算	1回につき	20円
	排せつ支援加算(I)	1月につき	10円
	排せつ支援加算(II)	1月につき	15円
	排せつ支援加算(III)	1月につき	20円

		日常生活継続支援加算	1日につき	46円
		在宅・入所相互利用加算	1日につき	40円
		自立支援促進加算	1月につき	280円
		褥瘡マネジメント加算（I）	1月につき	3円
		褥瘡マネジメント加算（II）	1月につき	13円
		再入居時栄養連携加算	1回につき	200円
		退所時栄養情報連携加算	月に1回程度	70円
		生活機能向上連携加算（I）	1月につき	100円
		生活機能向上連携加算（II）	1月につき	200円
		生活機能向上連携加算（II）	1月につき (個別機能訓練加算算定の場合)	100円
		認知症専門ケア加算（I）	1日につき	3円
		認知症専門ケア加算（II）	1日につき	4円
		認知症チームケア推進加算（I）	1月につき	150円
		認知症チームケア推進加算（II）	1月につき	120円
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき (7日間限度)	200円
		口腔衛生管理加算Ⅰ	1月につき	90円
		口腔衛生管理加算Ⅱ	1月につき	110円
		特別通院送迎加算	1月につき	594円
		退居前訪問相談援助加算・退居後訪問相談援助加算	1日につき	460円
		退所時相談援助加算	1回限り	400円
		退所前連携加算	1回限り	500円
		退所時情報提供加算	1回限り	250円
		協力医療機関連携加算1(注3)	1月につき	100円
		協力医療機関連携加算2	1月につき	5円
		在宅復帰支援機能加算	1日につき	10円
		個別機能訓練加算（I）	1日につき	12円
		個別機能訓練加算（II）	1月につき	20円
		個別機能訓練加算（III）	1月につき	20円
		配置医師緊急時対応加算1	配置医師の勤務時間外	325円
		配置医師緊急時対応加算2	早朝(6:00~8:00)夜間(18:00~22:00)	650円
		配置医師緊急時対応加算3	深夜(22:00~6:00) 1,	300円
		常勤医師配置加算	1日につき	25円
		精神科医療養指導加算	1日につき	5円
		障害者生活支援加算Ⅰ	1日につき	26円
		障害者生活支援加算Ⅱ	1日につき	41円
		高齢者施設等感染対策向上加算（I）	1月につき	10円
		高齢者施設等感染対策向上加算（II）	1月につき	5円
		新興感染症等施設療養費	月5日限度	240円
		生産性向上推進体制加算（I）	1月につき	100円
		生産性向上推進体制加算（II）	1月につき	10円
		介護職員等処遇改善加算 (I)	介護報酬総単位数×サービス別加算率(14.0%)	8.4円
			<1単位未満の端数四捨五入>	
食事代（実費）		第1段階	日額	300円
		第2段階	日額	390円
		第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下の場合)	日額	650円
		第3段階②(年金収入等120万円超の場合)	日額	1,360円
		第4段階	日額	1,445円
		尚、1日の食費の内訳は以下のとおりとする。		
		(朝食)	日額	421円
		(昼食)	日額	532円
		(夕食)	日額	492円
居住費		第1段階	日額	880円
		第2段階	日額	880円
		第3段階	日額	1,370円
		第4段階	日額	2,066円

入居者が選定する特別な食事		実費
おやつ代(飲料代含む)	日額	230円
日用品費	日額 (注4)	180円
その他の日常生活費	(1) テレビ貸出料 (2) 冷蔵庫貸出料 (3) テレビ電気料 (4) 冷蔵庫電気料 (5) その他の電気料	日額 } 日額 } (注5) 日額 } (注6) 210円 110円 33円 64円 別途請求
教養娯楽費	(1) 行事の材料費 (2) 拝観料等の見学費・外出時の燃料費	実費 実費
ヘアカット代	寝たきりの方のベッド上で施術 但し、電気カミソリによる顔剃りも行った場合	1回につき 1回につき 1回につき 2,200円 2,700円 2,700円
健康管理費	インフルエンザ予防接種費用	1回につき 実費
文書作成料	死亡診断書(死亡届)作成料 各種証明書作成料	1通につき 1通につき 3,300円 330円
預り金の出納管理費用		月額 300円
口座振替手数料		月額 110円
後援会会費(任意)		月額 500円
買い物代行料		1回につき (注7) 実費
複写物交付費		1枚につき (注8) 10円
設備・備品等修繕費		(注9) 実費

注1) 経口移行加算及び経口維持加算(I)並びに経口維持加算(II)、療養食加算については、医師の指示があった場合のみ加算いたします。

注2) 初期加算は、入居した日から換算して30日以内の期間について加算いたします。

注3) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合に加算いたします。

注4) 日用品費には、シャンプー、リンス、タオル、バスタオル、おしぶり、洗顔石鹼、ティッシュペーパー、シェービング用品、ボディソープ、トイレットペーパーが含まれますが、ご希望により要否を選択可能です。

注5) テレビ、冷蔵庫の持ち込みの場合は、電気料のみの請求となります。

注6) その他家電製品を持ち込みの場合、別途計算により請求となります。

注7) 買い物代行を施設職員へ依頼する場合は、施設前の下大川バス停留所から、目的地の最寄のバス停留所までの往復運賃を請求いたします。

注8) 入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を請求いたします。

注9) 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備、備品を壊したり、汚したりした場合には、入居者又はご家族等に説明をし同意の上、自己負担により原状に復していくだけとか、又は相当の代価を請求する場合があります。

5 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

苦情解決責任者	板垣 奈津子（管理者）
担当者	鳴海 亨（介護支援専門員）
電話番号	0172-99-1122
FAX番号	0172-95-2801
受付日	年中
受付時間	8時30分～17時30分

(2) 第三者委員

山崎 智	第三者委員に対し、以下の方法で直接苦情を伝えることができます。 ①電話による直接の申出（藤田080-4517-2881） ②事業所内に設置する第三者委員宛て「相談・意見箱」への投函 ③第三者委員用メールフォームへの入力
藤田 雅俊	

(3) 苦情処理の流れ

別紙「苦情解決対策フローチャート」参照

(4) その他

当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

青森県国民健康保険団体連合会	017-723-1336
弘前市役所	0172-35-1111

6 協力医療機関

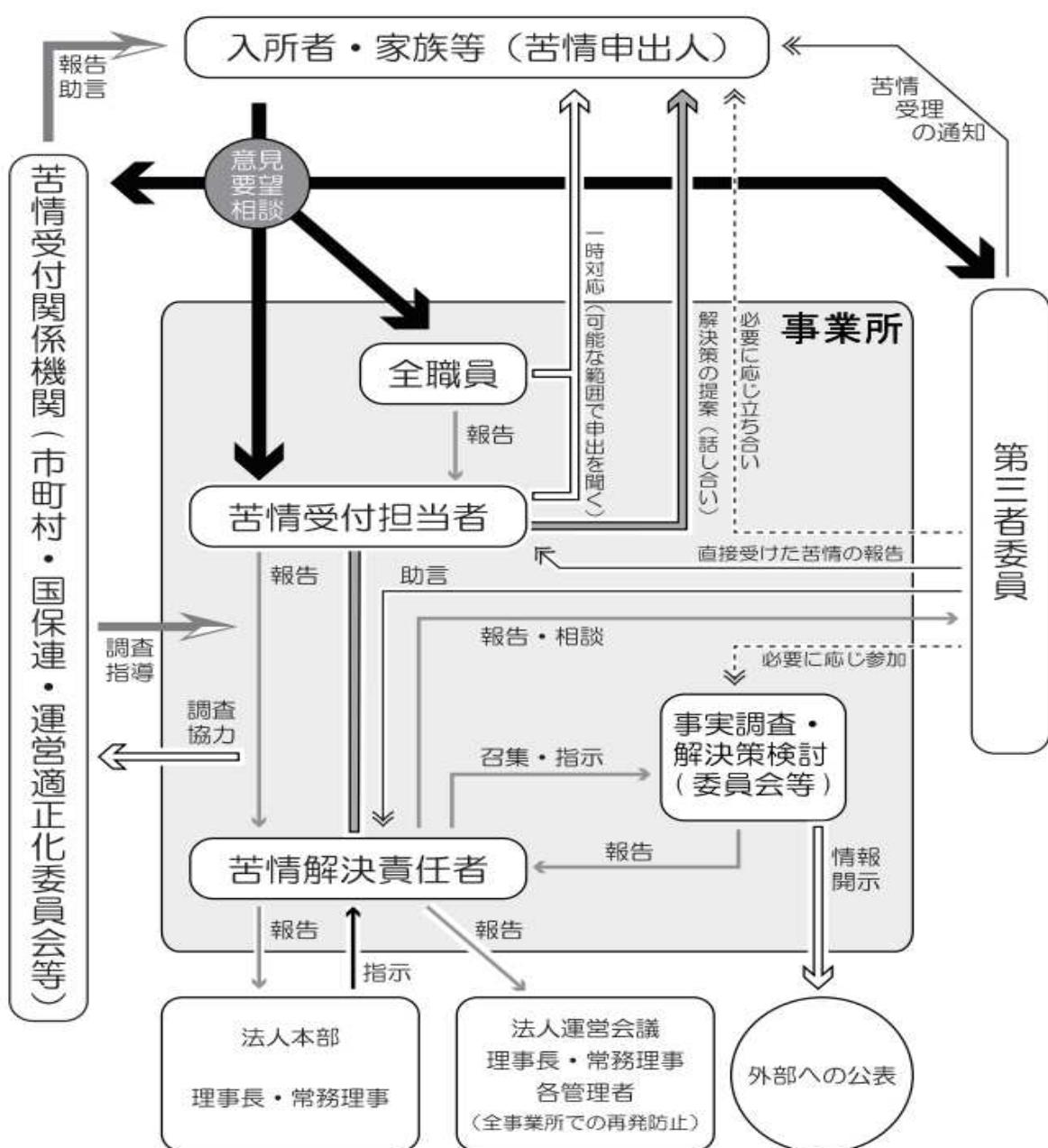
協力医療機関①	医療機関の名称	サンタハウスクリニック
	医院長名	工藤 基史
	所在地	青森県弘前市大字大川字中桜川19番地1
	電話番号	0172-99-1799
	診療科目	内科・外科・形成外科・泌尿器科
協力医療機関②	医療機関の名称	弘愛会病院
	医院長名	橋 正人
	所在地	青森県弘前市大字宮川3丁目1番地4
	電話番号	0172-33-2871
	診療科目	・内科・外科・老年内科・リハビリテーション科 ・皮膚科・消化器外科・呼吸器外科・乳腺外科 ・甲状腺外科・肛門外科・整形外科・形成外科 ・麻酔科

協力医療機関③	医療機関の名称	ときわ会病院
	理事長名	永山亮造
	所在地	青森県南津軽郡藤崎町大字榎字龜田2番地1
	電話番号	0172-65-3771
	診療科目	・内科・消化器・肝臓内科・糖尿病内科・脳神経内科 ・漢方内科・緩和ケア科・外科・消化器外科・整形外科 ・リウマチ科・リハビリテーション科・専門外来
協力医療機関④	医療機関の名称	代官町クリニック 吉田歯科
	医院長名	吉田敏弘
	所在地	青森県弘前市大字代官町108番地
	電話番号	0172-38-4142
	診療科目	歯科
その他の医療機関①	医療機関の名称	板柳中央病院
	医院長名	照井健
	所在地	青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井74番地2
	電話番号	0172-73-3231
	診療科目	・内科・循環器外来・心臓外来・神経内科・外科 ・整形外科・形成外科・眼科・耳鼻咽喉科
その他の医療機関②	医療機関の名称	藤代健生病院
	医院長名	関谷修
	所在地	青森県弘前市大字藤代2丁目12番地1
	電話番号	0172-36-5181
	診療科目	・精神神経科・内科・リハビリテーション科 ・専門外来(・アルコール・物忘れ)
その他の医療機関③	医療機関の名称	弘前小野病院
	医院長名	小野浩嗣
	所在地	青森県弘前市大字和泉2丁目19番地1
	電話番号	0172-27-1431
	診療科目	・内科・外科・循環器・神経内科・内分泌(糖尿病) ・上部消化器外科・下部消化器外科・睡眠無呼吸外来

7 非常災害対策

非常時の対応	「消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	大川町内会(大川消防団)と常時の相互の応援を約束しています。
防災訓練	「消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方々も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー・非常階段・自動火災報知・誘導灯・消火栓・防火扉 ・非常用電源

苦情解決対応フローチャート



個人情報の利用目的 (令和7年1月1日)

特別養護老人ホームサンタハウス弘前では、入居者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりに定めます。

1 入居者への介護保険施設サービスの提供に必要な利用目的

【特別養護老人ホーム内部での利用目的】

- (1) 介護保険施設サービス提供に当たってのサービス担当者会議において、入居者の状態、ご家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 介護保険事務に必要な場合。
- (3) 介護保険施設サービスの入居者に係る当事業所の管理運営業務の内、入退居等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該入居者の介護・医療サービスの向上に必要な場合。

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- (1) 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、入居者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護保険施設サービスの提供を受けている場合で、体調等を崩し又は怪我等で病院へ行った際、医師・看護師等に説明する場合。また、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
- (4) 検体検査業務を委託する場合。
- (5) 介護保険事務の内、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答に必要な場合。
- (6) 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出に必要な場合。

2 上記以外の利用目的

【特別養護老人ホーム内部での利用に係る利用目的】

当施設の管理運営業務の内、以下の項目で必要な場合。

- 医療・介護保険施設サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当施設において行われる学生の実習への協力
- 当施設において行われる事例研究

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

当施設の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供が必要な場合。

3 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又は怪我等で診療することとなった場合）
- (3) 保険者、審査支払機関

4 個人情報の利用の同意について

- (1) 「個人情報保護法」に基づいた、施設行事等における写真撮影、広報誌への写真及び氏名の掲載、施設内での写真及び氏名の掲示についての同意書に従い、個人情報の利用は適切に行う。
- (2) 同意書の効力は、同意書の提出後、同意書の変更又はご家族の同意についての変更がない限り継続するものとし、また再入居の際も同意書の内容について変更希望の申請がない場合、同意書の効力はそのまま継続する。

地域密着型介護老人福祉施設入居利用同意書

特別養護老人ホームサンタハウス弘前を利用するに当たり、地域密着型介護老人福祉施設入居利用約款及び別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始について同意します。

令和 年 月 日

〈入居者〉

住 所

氏 名

印

〈身元引受人〉

住 所

氏 名

印

特別養護老人ホーム サンタハウス弘前

管 理 者 板 壇 奈津子 殿

【本約款第6条5項の請求書・明細書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	
電話	

【本約款第10条3項の緊急連絡先】

氏名	(続柄)
住所	
電話	

【本約款別紙2の4の個人情報の利用の同意について】

項目	同意します	同意しません
写真撮影		
広報誌での	写真の掲載	
	氏名の掲載	
施設内での	写真の掲示	
	氏名の掲示	

※各項目について、いずれかに○をご記入ください。